

指定野菜価格安定対策事業④

【資金造成及び管理】

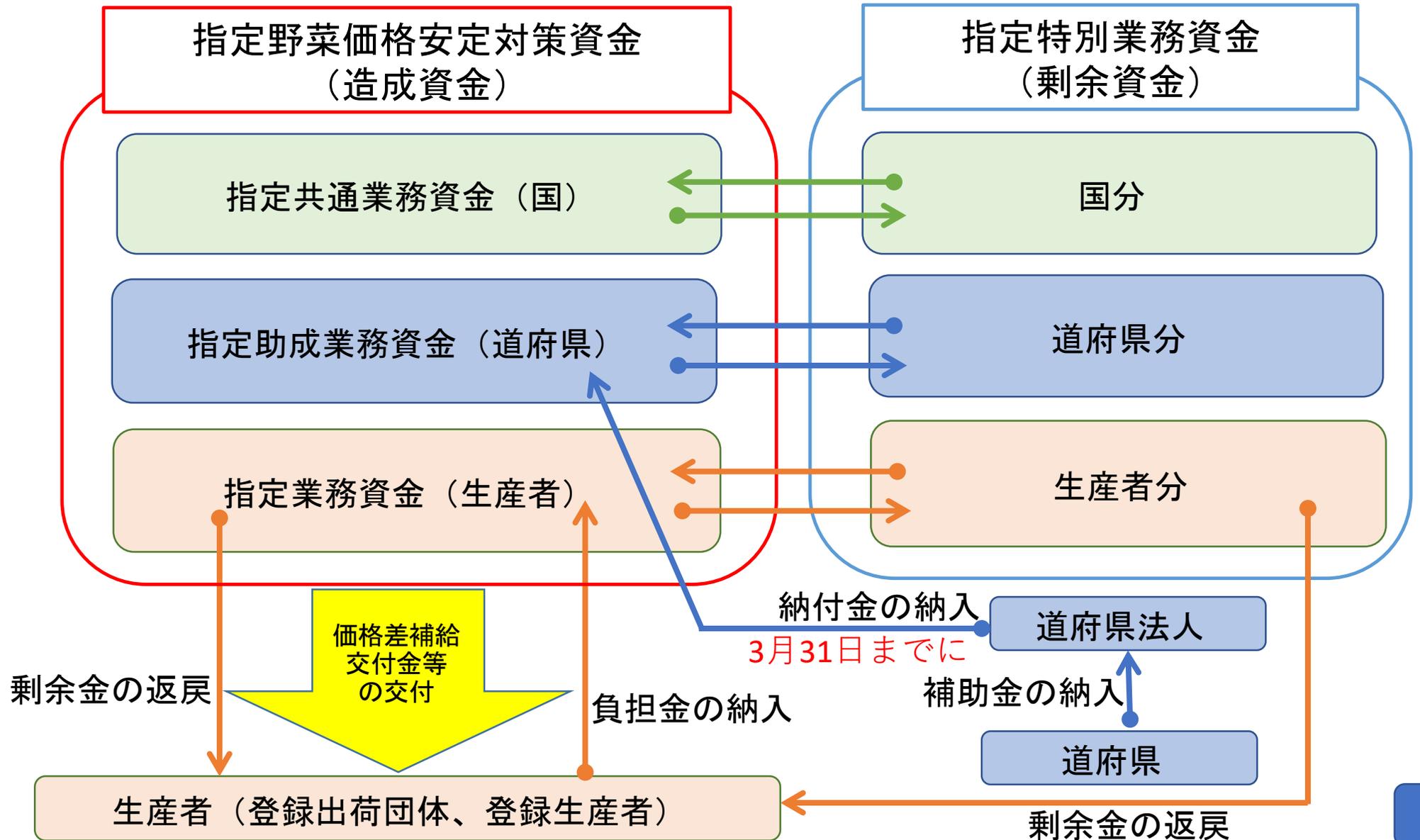
～道府県（県法人）～

 Agriculture & Livestock
Industries Corporation

独立行政法人農畜産業振興機構
野菜業務部 予約業務課

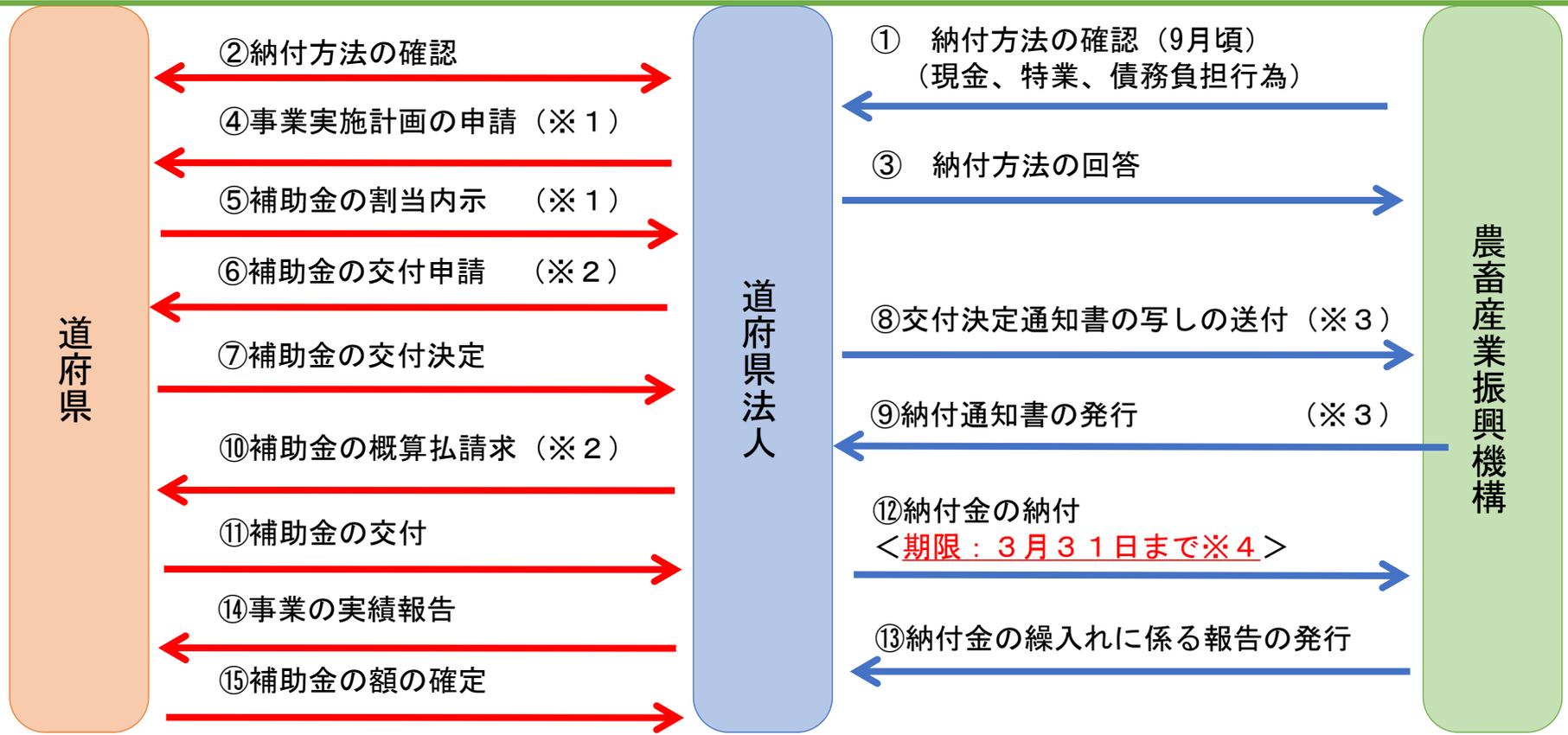
【資金の流れ】

・機構で管理する資金は、指定野菜価格安定対策資金（造成資金）と指定特別業務資金（剰余資金）の2種類の資金があり、それぞれの資金の中に、国分、道府県分、生産者分ごとに管理しています。



【納付金納付に係る大まかな手続の流れ】

- ・ 納付金の額は、8月31日申込みの承諾通知後の9月中に、alicから県法人に対して暫定版の資金造成計画表(簡易版)を送付します。県法人は指定助成業務資金の繰入れ方法について確認してください。
- ・ 収入保険への加入に伴い交付予約数量の減少等が生じた場合、これを反映した納付金の額を3月上旬頃に確定版の資金造成計画表(簡易版)を送付しますので、同様に確認してください。
- ・ 交付予約数量の減少等の反映前に納付金で納付した場合、剰余金が生じることとなり、当該剰余金は指定助成業務資金から指定特別業務資金に繰入れされ、返戻ができないことから、十分ご注意ください。



※1 ④、⑤を省略している場合があります。
 ※2 ⑥と⑩が同一の様式となっている場合があります。
 ※3 ⑧は、債務負担行為による交付決定がされた場合も同様です。また、⑨と併せて、機構から債務負担契約書を2部送付しますので、押印のうえ、1部を機構あてにご返送ください。
 ※4 県費に不足が生じる可能性がある場合は、納付期限を早めていただく場合がございます。

【資金の管理①（指定助成業務資金（造成資金））】

- ・道府県ごとに、指定助成業務資金（造成資金）を「都道府県別補助元帳内訳」により管理しています。

令和 年度 都道府県別補助元帳内訳

都道府県	年月日	摘要	収入(円)	支出(円)	残高(円)
〇〇県	2020.04.01	前期より繰越 交付予約申込み時に生じた剰余額について、 指定特別業務資金へ積み立てたもの	123,005,000		123,005,000
4月～翌3月の期間で全体で、 管理	2020.04.10	県助資金から特業積立 5.16～7.31 夏秋ピーマン 東海 全農〇〇県本部		323,500	122,681,500
	2020.05.28	交付金等 3.1～3.31 冬レタス(非結球) 東海 全農〇〇県本部		502,000	122,179,500
	2020.06.17	返還金[県] 12.1～12.31 冬レタス(非結球) 関東 全農〇〇県本部	15,000		122,194,500
	2021.03.30	県補助金受入額 3.1～4.30 冬春きゅうり 関東 全農〇〇県本部	294,000		122,488,500
	2021.03.31	特業から県助資金繰入 5.1～6.30 冬春トマト 関東 全農〇〇県本部	290,000		122,778,500

【資金の管理②（指定特別業務資金（剰余資金））】

・ 機構でお預かりしている資金は、道府県ごとに、指定助成業務資金（造成資金）と指定特別業務資金（剰余資金）の元帳により管理しています。

令和 年度 指定特別業務資金元帳（都道府県別）

都道府県	年月日	摘 要	年 月 日		残 高 (円)	
			収 入 (円)	支 出 (円)		
〇〇県	2020.04.01	前期より繰越 交付予約申込み時に生じた剰余額について、指定特別業務資金へ積み立てたもの	493,000		493,000	
4月～翌3月の期間で全体で、管理	2020.04.10	指定助成業務資金から指定特別業務資金へ積立て（全農〇〇県本部） 契約野菜事業から指定野菜事業へ資金移動	790,000		1,283,000	
	2020.09.23	契約指定特業から県特業受入 過年度事業分の交付金の一部返還	4,144,500		5,427,500	
	2020.06.17	国特業から県特業繰入 〇〇県	218,000		5,645,500	
	2021.03.31	指定特別業務資金から指定助成業務資金へ繰入（全農〇〇県本部分） 指定特別業務資金で資金造成したもの		500,000	5,145,500	

【納付金の納付の義務】

- ・（問）道府県が負担する納付金の義務は、どのように規定されているのか。

（答）国の要綱等で以下のとおり規定されている。

○野菜価格安定対策費補助金交付要綱（昭和47年8月10日付け47蚕園第2523号農林事務次官依命通知）○

・国が、補助金を交付するのは、野菜価格安定対策費補助金交付要綱の別表にあるとおり、『野菜生産出荷安定法第10条第1項の規定に基づき農畜産業振興機構が行う生産者補給交付金又は生産者補給金の交付に充てるための財源として次の(ア)又は(イ)の場合に指定共通業務資金の造成に要する経費』とされている。

別表

(ア) 普通造成の場合 都道府県が、当該都道府県に所在する【略】～に相当する額を補助する場合

(イ) 特別造成の場合 都道府県が、当該都道府県に所在する登録出荷団体若しくは登録生産者又は指定資金円滑化事業実施法人に対し、【略】を補助する場合（当該額の一部の額を債務負担行為として定め、補助する場合を含む。）等

【解釈】

（ア）及び（イ）について、都道府県が補助する場合と明記されており、つまり、都道府県が補助しなければ、国の補助金は交付されない。

なお、（ア）については、新規造成や既資金が0の場合を記載しており、（イ）については、既資金がある場合を記載している。

○指定野菜価格安定対策事業実施要領（平成15年9月29日付け15生産第4157号農林水産事務次官依命通知）○

第2事業の内容

この事業は、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）が行う次に掲げるものとする。

1 2の生産者補給交付金又は生産者補給金（以下「生産者補給交付金等」という。）の交付に充てるために、野菜生産出荷安定法（昭和41年法律第103号）第10条第1項の登録出荷団体又は登録生産者（以下「登録出荷団体等」という。）から徴収した負担金、指定野菜価格安定対策資金の造成の円滑化に資する事業を行う野菜価格安定法人（野菜価格の安定を目的として都道府県の区域を単位として設立された一般社団法人又は一般財団法人をいう。以下「指定資金円滑化事業実施法人」という。）から納付された納付金及び政府から交付された補助金をもって、指定野菜価格安定対策資金を造成する。

○指定野菜価格安定対策事業及び契約指定野菜安定供給事業の実施について（平成14年8月2日付け14生産第3628号農林水産省生産局長通知）○

2 交付予約の申込みについて

(5) 登録出荷団体等及び登録認定農業者等は、指定野菜事業等における交付予約の申込みを行う前に、あらかじめ、都道府県知事に連絡するものとする。

都道府県知事は、このことにより、登録出荷団体等及び登録認定農業者等の交付予約希望数量を把握し、予算措置並びに当該登録出荷団体等及び登録認定農業者等が作成した供給計画及び産地強化計画との整合性に留意するとともに、【略】適正な数量等となるよう指導するとともに、当該数量等について、（北海道以外にあっては地方農政局を經由して、）農林水産省生産局に報告するものとする。